

○大阪工業大学動物実験に関する規定

2015年9月29日

学園374

改正 2018年2月21日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、「動物の愛護及び管理に関する法律(平成11年12月22日法律第221号)」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年4月28日環境省告示第88号)」、「動物の処分方法に関する指針(平成7年7月4日総理府告示第40号)」および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日文部科学省告示第71号)」ならびに「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月1日日本学術会議)」に基づき、大阪工業大学(以下「本大学」という)における動物実験の実施方法について定めるとともに、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点および実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定における用語の定義をつぎのとおり定める。

- イ 動物実験等 動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用や、その他の科学上の利用に供することをいう。
- ロ 施設等 実験動物を恒常的に飼養または保管する施設・設備(以下「飼養保管施設」という)および実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室(以下「実験室」という)をいう。
- ハ 実験動物 動物実験等の利用に供する哺乳類、鳥類および爬虫類に属する動物をいう。
- ニ 動物実験計画 動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- ホ 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- ヘ 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- ト 管理者 学長の下で、実験動物および施設等を管理する者をいう。
- チ 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- リ 飼養者 実験動物管理者または動物実験実施者の下で実験動物の飼養または保管に

従事する者をいう。

ヌ 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者をいう。

ル 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針および日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」をいう。

(適用範囲)

第3条 この規定は、本大学において実施される実験動物を用いたすべての動物実験等に適用する。

2 動物実験等を別の機関に委託する場合には、委託先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認するものとする。

第2章 学長の責務

(学長の責務)

第4条 学長は、本大学で実施されるすべての動物実験等の実施に関して最終的な責任を負うものとする。

2 学長は、実験動物を適正に飼養・保管し、動物実験等を適正かつ安全に遂行するために必要と考えられる施設等を整備し管理者を任命するとともに、実験動物に関する知識および経験を有する者を実験動物管理者に任命する。

3 学長は、次条第1項の大阪工業大学ライフサイエンス実験倫理委員会、管理者および実験動物管理者の協力を得て、動物実験計画の承認、実施結果の把握、教育訓練、自己点検・評価、情報公開およびその他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を行う。

第3章 ライフサイエンス実験倫理委員会

(ライフサイエンス実験倫理委員会)

第5条 この規定の適切な運用を図り、動物実験等の立案・実施等に関して指導、助言を行うために、大阪工業大学ライフサイエンス実験倫理委員会(以下「委員会」という)を置く。

2 委員会については、大阪工業大学ライフサイエンス実験倫理委員会規定に定める。

第4章 動物実験計画の立案および実験操作

(動物実験計画の立案)

第6条 動物実験責任者は、科学的合理性および動物愛護の観点から動物実験計画を立案し、動物実験計画申請書により、学長の承認を得なければならない。なお、当該実験計画を変更しようとする場合も同様である。

- 2 動物実験責任者は、動物実験計画の立案に際して、以下の事項について検討を行う。
- イ 研究の目的とその必要性
 - ロ 代替法の活用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等)
 - ハ 使用する実験動物の数(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等)
 - ニ 使用する実験動物種ならびに遺伝学的および微生物学的品質
 - ホ 苦痛の軽減処置(科学上の利用に必要な限度において、その実験動物に激しい苦痛を与えないこと等)
 - ヘ 人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定
 - ト 実験動物の最終処分方法(安楽死の方法等)

3 哺乳類、鳥類および爬虫類以外の動物(昆虫、魚等)においても、ヒトに危害を及ぼす可能性のある動物実験を行う場合には、届出の必要性について委員会に意見を求めることとする。

(実験操作)

第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に際して以下の事項を遵守しなければならない。

- イ 適切に管理された施設等を用いて動物実験等を行うこと
- ロ 動物実験計画申請書に記載された事項
- ハ 人への危害防止上、安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、それぞれの関係法令等および別に定める規定等に従うこと
- ニ 物理的、化学的に危険な材料または病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること
- ホ 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努め、侵襲性の大きい外科的手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと
- ヘ 実験実施後、動物実験実施報告書により、使用動物種および数(系統毎に)、実験成果等について、学長に報告すること
- ト 実験計画が複数年にまたがる場合は、終了時だけでなく、年1回の報告書提出をすること

第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第8条 本大学の飼養保管施設は、動物飼育室(大宮東学舎1号館)とする。

2 前項の施設以外の場所において、飼養保管施設を設置する場合は、管理者は、飼養保管施設設置承認申請書により、学長の承認を得なければならない。

3 前項による飼養保管施設は、以下の要件を満たすものとする。

イ 実験動物種に応じた飼養・保管設備、衛生設備および逸走防止のための設備または構造を有すること

ロ 飼養保管施設の周辺環境および居住者等に悪影響を及ぼさないよう、臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること

ハ 実験動物に関する知識および経験を有する実験動物管理者が置かれていること

(実験室の設置)

第9条 飼養保管施設以外において、実験室を設置する場合は、管理者は、動物実験室設置承認申請書により、学長の承認を得なければならない。

2 前項による実験室は、以下の要件を満たすものとする。

イ 実験動物が逸走しない構造および強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること

ロ 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること

ハ 臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること

(施設等の維持管理)

第10条 管理者は、実験動物の適正な管理および動物実験等の遂行に必要な施設等の維持に努めなければならない。

2 管理者は、微生物等による環境の汚染および悪臭、害虫等の発生の防止を図り、施設等および周辺の環境保全に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第11条 施設等を廃止する場合、管理者は、飼養保管施設および実験室の廃止を学長に届け出なければならない。

2 前項の場合、管理者は、動物実験責任者と協力し、飼養・保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第6章 実験動物の飼養および保管

(標準操作手順の作成と周知)

第12条 管理者および実験動物管理者は、飼養・保管のための標準的な操作手順書を定め、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者に周知する。

(実験動物の健康および安全の保持)

第13条 管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、指針および飼養、保管のための標準的な操作手順書等を遵守し、実験動物の健康および安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第14条 管理者等は、実験動物の導入にあたり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている施設より導入するよう努めなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入にあたり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養・保管環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第15条 実験動物管理者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第16条 実験動物管理者は、実験動物が実験目的と無関係な傷害を負い、または疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うものとする。

2 動物実験実施者は、実験動物が実験目的と無関係な傷害を負い、または疾病にかかった場合は、適切な治療等を行うものとする。

(異種または複数動物の飼養・保管)

第17条 実験動物管理者は、異種または複数の実験動物を同一施設内で飼養・保管する場合は、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録類の保存および報告)

第18条 管理者等は、実験動物の入手先、飼養・保管の履歴、病歴等および飼養・保管環境等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養・保管した実験動物の種類と匹数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第19条 管理者等は、実験動物を他の施設に譲渡するにあたり、その特性、適正な飼養・

保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第20条 管理者等は、譲渡にあたり実験動物を輸送する場合は、指針等を遵守し、実験動物の健康・安全の確保および実験動物による人への危害等の防止に努めなければならない。

第7章 安全管理

(危害防止)

第21条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等の外に逸走した場合、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、実験動物由来の感染症および実験動物による咬傷等に対して、予防および発生時の必要な措置を迅速に講じなければならない。
- 4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が、実験動物に接することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の処理)

第22条 動物実験等により発生した実験動物の死体や汚物等の廃棄物は、別に定めるところにより処理しなければならない。

(緊急時の対応)

第23条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置に関する計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護および実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第8章 教育訓練

(教育訓練)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者は、所定の教育訓練を受けなければならない。

- 2 教育訓練の内容および実施方法については、別に定める。

(実施記録の保存)

第25条 管理者は、教育訓練の実施日、実施内容、講師および受講者の氏名等を記録し、別に定める期間保存する。

第9章 その他

(自己点検および評価)

第26条 学長は、指針等および本規定との適合性に関して、別に定める「動物実験に関わる自己点検・評価実施要領」により、定期的に自己点検・評価を行う。

2 前項の自己点検・評価の結果は、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

(情報公開)

第27条 学長は、本学における動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規定、実験動物の飼養・保管状況、自己点検・評価および検証の結果等)について、それぞれ適切と判断された方法で、毎年度公表する。

(文書の保存年限)

第28条 実験責任者は、全ての実験の記録を実験終了後、5年間保存する。ただし、外部資金を受けて実施する実験の場合は、資金提供機関の定めによるものとする。

(細則)

第28条 この規定に定めるもののほか、動物実験に必要な事項は、学長が別に定める。

(規定の改廃)

第29条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および委員会ならびに学長の意見を聴いて、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2015年9月29日から施行する。
- 2 この規定に定める申請書の様式については、工学部長が別に定める。
- 3 2015年9月28日時点において実施中の動物実験については、なお従前の例による。
- 4 この改正規定は、2018年4月1日から施行する。